事業者向け補助金制度

■ 設備投資

大口町内企業再投資促進補助金			
補助対象	町内に長年（町内に10年以上および県内に20年以上）立地する工場等を有する事業者で、工場、研究所の新増設等をおこなう事業者		
対象分野	①次世代産業分野（自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連） ②愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める東尾張地域集積業種		
対象経費	工場、研究所の新増設に伴う固定資産取得費用		
	投資規模	雇用要件	補助金額
大企業者	25 億円以上	100 人以上維持	補助対象経費の 5％以内（上限２億円）
中小企業者	1 億円以上	25 人以上維持	補助対象経費の 10％以内（上限４億円）

※その他にも交付要件があります。また、事業着手の30日前までに申請する必要があります。
お早めに企業支援課までご相談ください。

大口町企業立地促進事業奨励金		
補助対象	町内で、工場、研究所の新増設または償却資産の取得をおこなう事業者	
	対象経費	補助金額
新　　設	工場等の新設のために着手前 3 年以内に取得した土地および新設する工場等に課される固定資産税額	3 年度分の固定資産税相当額（上限 1 億円）
増　　設	増設する工場等に課される固定資産税額	2 年度分の固定資産税相当額（上限 1 億円）
償却資産	取得した償却資産に課される初年度分の固定資産税額	初年度分の固定資産税相当額（大企業者は、初年度分の固定資産税相当額の 2 分の 1）（上限 2,000 万円）

※その他にも交付要件があります。また、事業着手の30日前までに申請する必要があります。
お早めに企業支援課までご相談ください。
※大口町内企業再投資促進補助金と重複して交付を受けることはできません。

社会教育の振興に尽力

長年にわたり地域の社会教育および生涯学習の振興と発展にご尽力された功績を称え、水谷恵子さんと吉田美晴さんが愛知県社会教育委員連絡協議会から表彰されました。

▲左から吉田さん、水谷さん

矢戸川をきれいにする会が河川功労者に

6月4日、大口町の「矢戸川をきれいにする会」が地域の河川環境の保全や河川美化の推進に貢献したことが認められ、公益社団法人日本河川協会主催の河川功労者に選ばれ、砂防会館別館（東京都）にて表彰されました。

後日、大口町役場を訪れ、町長に受賞の報告をされました。

▲左から鈴木町長、代表中野さん、倉知さん

■ 経営基盤の強化

大口町中小企業支援事業補助金		
補助対象	町内で継続して事業を営む中小企業者 （創業・新分野参入支援事業の場合は創業事業予定者も含みます）	
	対象経費	補助金額
人材育成支援事業	社内研修または外部団体が開催する講習会等に要する費用（オンラインによりオンタイムで開催する講習会を含む。ただし、取引先が催す講習会で広く参加者を公募しないものは除く）	対象経費の２分の１ （上限：同一年度内に累計 20 万円） ※創業後５年を経過する日が属する年度末までに申請する事業者は累計 30 万円
特許等出願支援事業	産業財産権取得（特許、実用新案、意匠）のために日本国特許庁に支払う費用及び手続きを弁理士に依頼した場合の弁理士手数料	対象経費の２分の１ （上限：同一年度内に累計 30 万円）
販路拡大支援事業	商品見本市、展示会（オンラインによりオンタイムで開催する商品見本市および展示会を含む）への出展に直接要する経費（小間料、小間装飾料および電源設備等の工事費用）ただし、商品の販売を主目的とする展示会等は補助経費対象外	対象経費の２分の１ （上限：同一年度内に累計 30 万円）
経営等相談支援事業	経営、技術等の課題解決のため、公益財団法人あいち産業振興機構や大口町商工会等を通じて愛知県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、専門家等に依頼した場合の経営診断および指導料 職場のメンタルヘルス対策に係る臨床心理士等に依頼した指導料	対象経費の２分の１ （上限：同一年度内に累計 20 万円）
創業・新分野参入支援事業	創業予定者が営む予定の事業または創業に係る知識向上に資する講習会等への参加費用 中小企業者が今後、新たに展開、転換を検討する事業に関する講習会等に要する費用 創業予定者が会社を設立する場合または中小企業者が新たな事業において会社を設立する場合の登録免許税等、官公庁への申請書類の作成および提出に係る費用	対象経費の２分の１ （上限：同一年度内に累計 20 万円）
新貨幣対応支援事業（令和６年度末までの特例措置）	現在、町内に設置してあり、事業に使用している無人で金銭を収受する機器（金銭機、自動発券機など）を新紙幣の金種識別や真贋（しんがん）判定に対応するために紙幣識別ユニットの交換等、必要な改修または機器の更新に要した経費 ただし、令和５年４月から令和７年３月末までの間に実施し、補助金の申請をしたものに限る	対象経費の２分の１ （１事業者につき１回限り） （上限：累計 50 万円）

※事業着手前（新貨幣対応支援事業のみ事業完了後）に申請する必要があります。
　お早めに企業支援課までご相談ください。
※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

事業者向け補助金制度

■ 融資を受けた場合

利子補給補助金は、２年以内に同一資金で融資を受けている場合は対象外となります。

大口町小規模企業等振興資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	大口町の町民税納税義務者で、愛知県融資制度の小規模企業等振興資金を利用した事業者 利子補給補助金は、融資金額が 2,000 万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の２分の１
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金　当初12月分　設備資金　当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町セーフティネット資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	大口町の町民税納税義務者で、中小企業信用保険法第２条第５項第４号または第５号の規定により町長の認定を受け、愛知県融資制度のセーフティネット資金（環セ 80、環セ100、環危）を利用した事業者 利子補給補助金は、融資金額が 2,000 万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の２分の１
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金　当初12月分　設備資金　当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町創業等支援資金融資保証料・利子補給補助金		
補助対象	愛知県融資制度の創業等支援資金を受けた事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の２分の１
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金　当初12月分　設備資金　当初24月分 ※運転・設備資金併用の場合は、当初12月分

大口町経営改善貸付利子補給補助金		
補助対象	大口町商工会の経営指導を受けて、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を受けた事業者	
	対象経費	補助金額
利子補給	金融機関に返済する利子	当初 12 月分

■ 休業した場合

大口町内事業者休業時支援補助金	
補助対象	医師の診断が伴う病気やけがにより休業を余儀なくされた従業員数 20 人以下の事業者で、休業後、事業活動を再開する意志がある事業者
要件	連続して３日以上（定休日を除く）事業活動を停止した場合
補助金額	１日１万円（上限25日間、最大25万円）

※事業を再開した日か休業後25日を経過した日から起算して２週間以内に申請する必要があります。
※申請には、申請内容に不正がないことに関する誓約書の提出が必要です。
　詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▲町ホームページ

問合せ先　企業支援課　☎95-1623